

新旧対照表（週休２日制モデル工事の試行要領について）

改正					現行					備考
富山県農林水産部所管建設工事に係る					富山県農林水産部所管建設工事に係る					
「週休2日制モデル工事」試行要領					「週休2日制モデル工事」試行要領					
1 ～ 3 【 省 略 】					1 ～ 3 【 省 略 】					
4 試行工事の実施					4 試行工事の実施					
(1)～(4) 【 省 略 】					(1)～(4) 【 省 略 】					
(5)設計変更					(5)設計変更					
【 省 略 】					【 省 略 】					
ア 【 省 略 】					ア 【 省 略 】					
イ 補正係数					イ 補正係数					
対象期間中の現場閉所状況に応じて、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じるものとする。					対象期間中の現場閉所状況に応じて、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じるものとする。					
項目		補正係数			項目		補正係数			
現場閉所状況		週休 2 日(4 週 8 休相当)以上	4 週 7 休以上 週休 2 日(4 週 8 休相当)未満	4 週 6 休以上 4 週 7 休未満	現場閉所状況		週休 2 日(4 週 8 休相当)以上	4 週 7 休以上 週休 2 日(4 週 8 休相当)未満	4 週 6 休以上 4 週 7 休未満	
現場閉所率		28.5%(8 日/28 日)以上	25%(7 日/28 日)以上 28.5%未満	21.4%(6 日/28 日)以上 25%未満	現場閉所率		28.5%(8 日/28 日)以上	25%(7 日/28 日)以上 28.5%未満	21.4%(6 日/28 日)以上 25%未満	
[削る。]	労務費	1.05	1.03	1.01	土木※1※2	労務費	1.05	1.03	1.01	
	機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01		機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01	
	共通仮設費(率分)	1.04	1.03	1.02		共通仮設費(率分)	1.04	1.03	1.01	
	現場管理費(率分)	1.06	1.04	1.03		現場管理費(率分)	1.05	1.04	1.02	
[削る。]	[削る。]	[削る。]	[削る。]	[削る。]	施設機械※2	労務費	1.05	1.03	1.01	
	[削る。]	[削る。]	[削る。]	[削る。]		機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01	
	[削る。]	[削る。]	[削る。]	[削る。]		共通仮設費(率分)	1.04	1.03	1.01	
	[削る。]	[削る。]	[削る。]	[削る。]		現場管理費(率分)	1.05	1.04	1.02	

[削る。] ※[削る。] 鋼橋製作架設工事、電気通信設備製作据付工事及び施設機械設備工事の補正の対象は、以下のとおりである。 ① 鋼橋製作架設工事 架設工事原価にかかる費用が、補正の対象である。 ② 電気通信設備製作据付工事 据付工事原価に係る費用(機器間接費は除く)が、補正の対象である。 ③ 施設機械設備工事 据付工事原価に係る費用[削る。]が、補正の対象である。 ウ ～ エ【省略】 (6) ～ (7)【省略】 5 試行工事における留意事項 附 則 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日以降に作成する設計書から適用する。 附 則 この要領は、平成 30 年 10 月 15 日以降の決裁にかかる工事から適用する。 附 則 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日以降に契約する工事から適用する。 附 則 この要領は、令和元年 7 月 15 日以降に契約する工事から適用する。 <u>附 則</u> <u>この要領は、令和 2 年 5 月 15 日以降の決裁にかかる工事から適用する。</u>	※1 上表の「土木」は、鋼橋製作架設工事及び電気通信設備製作据付工事を含む。 ※2 鋼橋製作架設工事、電気通信設備製作据付工事及び施設機械設備工事の補正の対象は、以下のとおりである。 ① 鋼橋製作架設工事 架設工事原価にかかる費用が、補正の対象である。 ② 電気通信設備製作据付工事 据付工事原価に係る費用(機器間接費は除く)が、補正の対象である。 ③ 施設機械設備工事 据付工事原価にかかる費用(労務費の機械設備据付工および据付間接費は除く)が、補正の対象である。 ウ ～ エ【省略】 (6) ～ (7)【省略】 5 試行工事における留意事項 附 則 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日以降に作成する設計書から適用する。 附 則 この要領は、平成 30 年 10 月 15 日以降の決裁にかかる工事から適用する。 附 則 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日以降に契約する工事から適用する。 附 則 この要領は、令和元年 7 月 15 日以降に契約する工事から適用する。	削除 漢字に変換 削除 適用年月日の 新設
---	---	--